



鳥取県公報

令和6年12月24日（火）
号外第103号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（25）（給与課）	2
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（26）（〃）	4
	初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（27）（〃）	5
	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（28）（〃）	8

人事委員会規則

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第25号

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																								
<p>(第1号会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 給与条例第16条の15第2項第1号に規定する人事委員会が定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">月額等の区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td style="text-align: right;"><u>197,900円</u></td> </tr> <tr> <td>日額</td> <td style="text-align: right;"><u>11,640円</u></td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td style="text-align: right;"><u>1,520円</u></td> </tr> <tr> <td>勤務1回当たりの額</td> <td style="text-align: right;"><u>25,840円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 給与条例第16条の15第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">月額等の区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td style="text-align: right;"><u>398,800円</u></td> </tr> <tr> <td>日額</td> <td style="text-align: right;"><u>19,450円</u></td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td style="text-align: right;"><u>2,540円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 給与条例第16条の15第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職務の級及び同号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる職員であるものとした場合に適用を受けるべき給料表の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める職務の級及び同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">給料表</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">職務の級</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">報酬の額の上限</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">月額</th> <th style="text-align: center;">日額</th> <th style="text-align: center;">時間額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育職 給料表 (1)</td> <td style="text-align: center;">特2級</td> <td style="text-align: right;"><u>441,500円</u></td> <td style="text-align: right;"><u>21,540円</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,820円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育職 給料表 (2)</td> <td style="text-align: center;">特2級</td> <td style="text-align: right;"><u>420,800円</u></td> <td style="text-align: right;"><u>20,530円</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,680円</u></td> </tr> </tbody> </table>	月額等の区分	金額	月額	<u>197,900円</u>	日額	<u>11,640円</u>	時間額	<u>1,520円</u>	勤務1回当たりの額	<u>25,840円</u>	月額等の区分	金額	月額	<u>398,800円</u>	日額	<u>19,450円</u>	時間額	<u>2,540円</u>	給料表	職務の級	報酬の額の上限			月額	日額	時間額	教育職 給料表 (1)	特2級	<u>441,500円</u>	<u>21,540円</u>	<u>2,820円</u>	教育職 給料表 (2)	特2級	<u>420,800円</u>	<u>20,530円</u>	<u>2,680円</u>	<p>(第1号会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 給与条例第16条の15第2項第1号に規定する人事委員会が定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">月額等の区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td style="text-align: right;"><u>180,500円</u></td> </tr> <tr> <td>日額</td> <td style="text-align: right;"><u>10,620円</u></td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td style="text-align: right;"><u>1,390円</u></td> </tr> <tr> <td>勤務1回当たりの額</td> <td style="text-align: right;"><u>23,630円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 給与条例第16条の15第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">月額等の区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td style="text-align: right;"><u>394,000円</u></td> </tr> <tr> <td>日額</td> <td style="text-align: right;"><u>19,220円</u></td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td style="text-align: right;"><u>2,510円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 給与条例第16条の15第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職務の級及び同号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる職員であるものとした場合に適用を受けるべき給料表の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める職務の級及び同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">給料表</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">職務の級</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">報酬の額の上限</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">月額</th> <th style="text-align: center;">日額</th> <th style="text-align: center;">時間額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育職 給料表 (1)</td> <td style="text-align: center;">特2級</td> <td style="text-align: right;"><u>436,100円</u></td> <td style="text-align: right;"><u>21,270円</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,780円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育職 給料表 (2)</td> <td style="text-align: center;">特2級</td> <td style="text-align: right;"><u>415,700円</u></td> <td style="text-align: right;"><u>20,280円</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,650円</u></td> </tr> </tbody> </table>	月額等の区分	金額	月額	<u>180,500円</u>	日額	<u>10,620円</u>	時間額	<u>1,390円</u>	勤務1回当たりの額	<u>23,630円</u>	月額等の区分	金額	月額	<u>394,000円</u>	日額	<u>19,220円</u>	時間額	<u>2,510円</u>	給料表	職務の級	報酬の額の上限			月額	日額	時間額	教育職 給料表 (1)	特2級	<u>436,100円</u>	<u>21,270円</u>	<u>2,780円</u>	教育職 給料表 (2)	特2級	<u>415,700円</u>	<u>20,280円</u>	<u>2,650円</u>
月額等の区分	金額																																																																								
月額	<u>197,900円</u>																																																																								
日額	<u>11,640円</u>																																																																								
時間額	<u>1,520円</u>																																																																								
勤務1回当たりの額	<u>25,840円</u>																																																																								
月額等の区分	金額																																																																								
月額	<u>398,800円</u>																																																																								
日額	<u>19,450円</u>																																																																								
時間額	<u>2,540円</u>																																																																								
給料表	職務の級	報酬の額の上限																																																																							
		月額	日額	時間額																																																																					
教育職 給料表 (1)	特2級	<u>441,500円</u>	<u>21,540円</u>	<u>2,820円</u>																																																																					
教育職 給料表 (2)	特2級	<u>420,800円</u>	<u>20,530円</u>	<u>2,680円</u>																																																																					
月額等の区分	金額																																																																								
月額	<u>180,500円</u>																																																																								
日額	<u>10,620円</u>																																																																								
時間額	<u>1,390円</u>																																																																								
勤務1回当たりの額	<u>23,630円</u>																																																																								
月額等の区分	金額																																																																								
月額	<u>394,000円</u>																																																																								
日額	<u>19,220円</u>																																																																								
時間額	<u>2,510円</u>																																																																								
給料表	職務の級	報酬の額の上限																																																																							
		月額	日額	時間額																																																																					
教育職 給料表 (1)	特2級	<u>436,100円</u>	<u>21,270円</u>	<u>2,780円</u>																																																																					
教育職 給料表 (2)	特2級	<u>415,700円</u>	<u>20,280円</u>	<u>2,650円</u>																																																																					

研究職 給料表	3級	411,500円	20,070円	2,620円	研究職 給料表	3級	406,600円	19,830円	2,590円
医療職 給料表 (1)	2級	488,000円	23,800円	3,110円	医療職 給料表 (1)	2級	481,800円	23,500円	3,070円
医療職 給料表 (2)	5級	393,200円	19,180円	2,510円	医療職 給料表 (2)	5級	388,400円	18,950円	2,480円
医療職 給料表 (3)	4級	381,600円	18,610円	2,430円	医療職 給料表 (3)	4級	377,000円	18,390円	2,400円
海事職 給料表	4級	439,100円	21,420円	2,800円	海事職 給料表	4級	433,700円	21,160円	2,770円
5 略					5 略				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年鳥取県条例第47号）の施行の日から施行する。

(報酬額改定に伴う在職者の報酬の調整)

- 2 この規則の施行の際現に第1号会計年度任用職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の14第1号の規定の適用を受ける会計年度任用職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定める者を含む。）である者については、改正後の職員等の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の職員等の給与の支給に関する規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第26号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第2（第3条関係）						別表第2（第3条関係）							
給料表	職務の級	区分	管理職手当月額				給料表	職務の級	区分	管理職手当月額			
			特定職を占める職員以外の職員		特定職を占める職員					特定職を占める職員以外の職員		特定職を占める職員	
			定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員				定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員
行政職給料表	略					行政職給料表	略						
	8級	1種	117,500円	82,300円	略		8級	1種	117,100円	82,000円	略		
	略						略						
略						略							
備考 略						備考 略							

附 則

(施行期日)

1 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年鳥取県条例第47号）の施行の日から施行する。

(手当額改定に伴う在職者の手当の調整)

2 この規則の施行の際現に職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定める者を含む。）である者については、改正後の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(管理職手当の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の管理職手当に関する規則の規定に基づいて支給された管理職手当は、改正後の規則の規定による管理職手当の内払とみなす。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第27号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の支給額） 第7条の2 条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する前2条の規定の適用については、 <u>当分の間、これらの規定中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。</u>	（条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の支給額） 第7条の2 条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第6条及び前条の規定の適用については、 <u>当分の間、同条中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。</u>

第2条 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条、第7条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	60,000
1年以上2年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	56,000
2年以上3年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	52,000
3年以上4年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	48,000
4年以上5年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	44,000
5年以上6年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	40,000
6年以上7年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	49,800	36,000
7年以上8年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	48,000	33,000
8年以上9年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	46,200	30,000
9年以上10年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	44,400	27,000
10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	42,600	24,000
11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	40,800	21,000
12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	39,000	18,000
13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	37,200	15,500
14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	35,800	13,000
15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	34,400	10,500
16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700	249,800	183,900	33,000	8,000
17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400	247,200	182,300	31,600	6,000
18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100	244,600	180,700	30,200	4,000
19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800	242,000	179,100	28,800	2,000

20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500	239,400	177,500	27,400	
21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500	228,700	169,500	26,800	
22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000	217,200	160,400	26,200	
23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500	205,700	151,300	25,200	
24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000	194,200	142,100	24,600	
25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500	182,700	132,900	24,000	
26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500	168,700	122,600	23,400	
27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	154,700	112,300	22,800	
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	140,700	102,000	22,000	
29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	126,400	91,600	21,700	
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	111,900	81,200	21,300	
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	97,400	70,800	20,700	
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	82,200	60,400	19,800	
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	64,200	47,400	18,900	
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	46,200	34,400	18,200	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。
- 条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、この表に掲げる額と同項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を初任給調整手当の月額とする。

別表第2（第6条、第7条、第7条の2関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	291,600	259,300	217,000	176,700	129,900	36,100	42,000
1年以上2年未満	291,600	259,300	217,000	176,700	129,900	36,100	39,200
2年以上3年未満	291,600	259,300	217,000	176,700	129,900	36,100	36,400
3年以上4年未満	291,600	259,300	217,000	176,700	129,900	36,100	33,600
4年以上5年未満	291,600	259,300	217,000	176,700	129,900	36,100	30,800
5年以上6年未満	291,600	259,300	217,000	176,700	129,900	36,100	28,000
6年以上7年未満	291,600	259,300	217,000	176,700	129,900	34,900	25,200
7年以上8年未満	291,600	259,300	217,000	176,700	129,900	33,600	23,100
8年以上9年未満	291,600	259,300	217,000	176,700	129,900	32,300	21,000
9年以上10年未満	291,600	259,300	217,000	176,700	129,900	31,100	18,900
10年以上11年未満	291,600	259,300	217,000	176,700	129,900	29,800	16,800
11年以上12年未満	291,600	259,300	217,000	176,700	129,900	28,600	14,700
12年以上13年未満	291,600	259,300	217,000	176,700	129,900	27,300	12,600
13年以上14年未満	291,600	259,300	217,000	176,700	129,900	26,000	10,900

14年以上15年未満	291,600	259,300	217,000	176,700	129,900	25,100	9,100
15年以上16年未満	291,600	259,300	217,000	176,700	129,900	24,100	7,400
16年以上17年未満	288,500	256,500	214,700	174,900	128,700	23,100	5,600
17年以上18年未満	285,500	253,700	212,400	173,000	127,600	22,100	4,200
18年以上19年未満	282,400	250,900	210,100	171,200	126,500	21,100	2,800
19年以上20年未満	279,300	248,100	207,800	169,400	125,400	20,200	1,400
20年以上21年未満	276,200	245,300	205,500	167,600	124,300	19,200	
21年以上22年未満	265,000	235,500	197,100	160,100	118,700	18,800	
22年以上23年未満	252,100	224,300	187,600	152,000	112,300	18,300	
23年以上24年未満	238,800	212,700	178,200	144,000	105,900	17,600	
24年以上25年未満	225,500	201,200	168,700	135,900	99,500	17,200	
25年以上26年未満	211,800	189,600	159,300	127,900	93,000	16,800	
26年以上27年未満	197,100	176,000	147,400	118,100	85,800	16,400	
27年以上28年未満	182,400	162,300	135,500	108,300	78,600	16,000	
28年以上29年未満	167,700	148,700	123,600	98,500	71,400	15,400	
29年以上30年未満	152,300	135,000	111,700	88,500	64,100	15,200	
30年以上31年未満	136,900	120,700	99,400	78,300	56,800	14,900	
31年以上32年未満	121,500	106,300	87,200	68,200	49,600	14,500	
32年以上33年未満	105,400	92,000	74,900	57,500	42,300	13,900	
33年以上34年未満	89,300	76,900	60,900	44,900	33,200	13,200	
34年以上35年未満	73,200	61,900	46,900	32,300	24,100	12,700	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。
- 条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、この表に掲げる額に同項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を初任給調整手当の月額とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年鳥取県条例第47号）の施行の日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から施行する。

(手当額改定に伴う在職者の手当の調整)

- この規則の施行の際現に職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定める者を含む。）である者については、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(初任給調整手当の内払)

- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の初任給調整手当の支給に関する規則の規定に基づいて支給された初任給調整手当は、改正後の規則の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第28号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 一般職員の成績率は、当該一般職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の112</u>以上<u>100分の195</u>以下（条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の136</u>以上<u>100分の235</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の104.5</u>以上<u>100分の112</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の120</u>以上<u>100分の136</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の96</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の116</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の87.5</u>以下（特定幹部職員にあつては、<u>100分の106.5</u>以下）</p> <p>2 略</p> <p>第7条の2 会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の18第2項又は第16条</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 一般職員の成績率は、当該一般職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の102</u>以上<u>100分の175</u>以下（条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の126</u>以上<u>100分の215</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の94.5</u>以上<u>100分の102</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の110</u>以上<u>100分の126</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の86</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の106</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の78.5</u>以下（特定幹部職員にあつては、<u>100分の97</u>以下）</p> <p>2 略</p> <p>第7条の2 会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の18第2項又は第16条</p>

<p>の21第2項において準用する第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の87.0超</u></p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の85.5以上100分の87.0以下</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の85.5未満</u></p> <p>2 略</p>	<p>の21第2項において準用する第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の77.0超</u></p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の75.5以上100分の77.0以下</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の75.5未満</u></p> <p>2 略</p>
---	---

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 一般職員の成績率は、当該一般職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の107以上100分の185以下</u> (条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員(以下この条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の131以上100分の225以下</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の99.5以上100分の107未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の115以上100分の131未満</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の91</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の111</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の83以下</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の102以下</u>)</p> <p>2 略</p> <p>第7条の2 会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にあ</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 一般職員の成績率は、当該一般職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の112以上100分の195以下</u> (条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員(以下この条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の136以上100分の235以下</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の104.5以上100分の112未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の120以上100分の136未満</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の96</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の116</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の87.5以下</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の106.5以下</u>)</p> <p>2 略</p> <p>第7条の2 会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にあ</p>

<p>る者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の18第2項又は第16条の21第2項において準用する第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の82.0超</u></p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の80.5以上</u> <u>100分の82.0以下</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の80.5未</u> <u>満</u></p> <p>2 略</p>	<p>る者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の18第2項又は第16条の21第2項において準用する第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の87.0超</u></p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の85.5以上</u> <u>100分の87.0以下</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の85.5未</u> <u>満</u></p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年鳥取県条例第47号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(勤勉手当の成績率改定に伴う在職者の手当の調整)

2 この規則の施行の際現に職員（期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第1条の2第1号に掲げる一般職員及び同条第2号に掲げる会計年度任用職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定める者を含む。）である者については、第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(勤勉手当の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。